

**貨物概要**

オニユリ（学名:Lilium lancifolium）の球根の鱗片を剥がし、洗浄し、水煮した後、冷凍したもの。

**分類**

関税率表第 0710.80 号 - 2（統計番号 0710.80-090）の水煮による調理をした冷凍野菜

**分類理由**

オニユリはユリ科の植物の中でも食用野菜として栽培される品種であることから第 7 類に分類されるものです。また、水煮による調理がされた冷凍野菜であることから上記のとおり分類されます。

（参考）

食用となるユリには、オニユリ、コオニユリ、ヒメユリ及びヨシノユリがある。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）